

【逐条解説】和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則

平成23年 8月29日規則第48号

改正 平成24年 7月 5日規則第51号

改正 平成26年 3月20日規則第 8号

改正 平成27年 3月24日規則第12号

改正 平成27年 6月25日規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市自治基本条例（平成23年和泉市条例第1号）第29条第4項の規定に基づき、市の審議会等の設置及び運営について定めるものとする。

この規則は、自治基本条例第29条第4項の規定に基づいて、市の審議会等の設置や運営について定めたものです。「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長等の執行機関の附属機関を指します。審議会等は、専門家や市民等の意見を踏まえて行政運営を行うため、法律や条例に基づいて設けられ、調査、審議、審査などを行います。審議会等への参画は、市の政策形成に大きな役割を果たす市民参加の重要な手段であり、自治基本条例では市民委員の公募や会議の公開などについて謳われています。

(適用範囲)

第2条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関として設置された審議会等に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関以外の委員会、協議会、懇話会等で、法律又は条例の規定によらず、規則、要綱等により設置されたもの（行政機関の職員のみで構成されたものを除く。）については、この規則に準じて運用するよう努めるものとする。

第1項では、この規則の適用範囲について規定しており、地方自治法の規定に基づく執行機関の附属機関として設置された審議会等に適用するものです。平成24年7月1日現在、市には74の附属機関があります。

第2項では、法律や条例ではなく、規則や要綱などに基づいて設置された委員会、協議会、懇話会などについても、市民参画の重要な手段であることから、市民委員の公募や会議の公開について、附属機関に準じて運用する努力義務を定めています。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の設置は、行政の簡素化及び効率化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (2) 審議会等の所掌事務は、類似する審議会等の設置を避けるため、広い視野からの審議等ができるよう適切なものとする。
- (3) 臨時的な審議会等については、設置期限を明示するものとする。

審議会等を設置するに際しての留意すべき基本的事項について規定しています。具体的には、簡素で効率的な行政運営の観点から真に必要な機関を設けること、重複するような機関を設けないこと、臨時的な審議会等は設置期限を明示し、形骸化しないようにすることを規定しています。

(委員の選考)

第4条 審議会等の委員の選考に当たっては、法令等に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう、各界各層における幅広い年齢層の中から適切な人材の選任に努めること。
- (2) 再任する場合にあっては、在職年数が10年に満たないこと。ただし、審議会等の所掌事務に関連を有する団体からの代表を委員に充てる必要がある場合、専門的な知識経験を有する者が他に得られない場合その他任命権者が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 女性委員の選任に当たっては、男女共同参画行動計画（オアシスプラン）の趣旨に鑑み、平成36年度までのできるだけ早い時期に、委員総数の少なくとも40パーセントは女性委員となるよう努めること。
- (4) 次条第1項各号に該当する審議会等を除き、公募の委員（以下「公募委員」という。）の選任を行うこと。
- (5) 本市の他の審議会等の委員との重複については、審議会等の性質、本市の施策等に照らしやむを得ないと認められる場合を除き、おおむね5機関を上限とすること。ただし、公募委員については2機関を上限とする。

審議会等の委員の選考の際に法令等に定められているもの以外に留意しなければならない事項について規定しています。

第1号では、審議の際には、多様な意見を取り入れる必要もあり、委員構成につい

て、職業、年齢や性別、地域性なども考慮に入れて、偏りのないものとなるよう幅広い年齢層の中から適切な人材の選任に努めることを規定しています。

第2号では、委員を再任する場合は、在職年数が10年を超えないことを規定しています。ただし、関連を有する団体からの代表を委員に充てなければならない場合や、専門的な知識や経験を必要とし、他に適切な人材が得られない場合など、任命権者が特に必要と認める場合は例外としています。

なお、公募委員については、より多くの市民の参画の機会を確保するため、第5条において、原則再任しないこととしています。

第3号では、オアシスプランの趣旨に沿うように、平成36年度までのできるだけ早い時期に委員の40%以上は女性委員となるよう女性委員の登用に努めることを規定しています。

第4号では、その性質上公募に適さない審議会等を除き、公募の委員を選任することを規定しています。

第5号では、審議会等の委員の重複については、おおむね5機関を上限とすることを規定しています（公募委員は2機関まで上限）。しかし、社会福祉協議会、町会、医師会、薬剤師会など、他に当該部門の意思を代表する団体がない場合において、その代表者が委員となる場合や、調査審議に必要な専門的知識等を持つ委員が他にいない場合、オアシスプランの目標達成のために、女性委員の登用が必要である場合など、審議会等の性質や、本市の施策などに照らして、やむを得ないと認められる場合は、例外として5機関を超える審議会等の重複を認めるものです。

(公募による委員の選任)

第5条 審議会等を新たに設置し、又は審議会等の委員を改選するに当たっては、次の各号のいずれかに該当する審議会等を除き、委員の一部を市民からの公募により選任しなければならない。

- (1) 委員の資格が法令又は条例により制限されている審議会等
- (2) 個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- (3) 委員に対し特に専門的な技能等を要求される審議会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか委員の公募が適当でないと認められる審議会等

2 前項の公募において、応募者が当該公募の委員の任期の初日において次の各号のいずれかに該当すると見込まれる場合は、当該公募の委員として選任しない。

- (1) 本市において2以上の審議会等の公募委員となっている者
- (2) 本市の市議会議員又は職員である者

3 公募委員の選任に当たっては、第4条第2号の規定にかかわらず、再任しないものとする。ただし、公募を実施しても応募者がなかった場合又は適任者がなかった場合において、市長その他の執行機関がやむを得ないと認めるときに限り、前任の公募委員を公募委員として選任することができる。

4 第2項第2号の規定にかかわらず、市の基本的施策及び政策等に関して審査、審議又は調査等を行う審議会等であって、当該審議会等に市議会議員が参画していないものについては、別に規則の定めるところにより、本市の市議会議員を公募委員として選任することができる。この場合において、当該公募委員には前項ただし書は適用しない。

第1項は、その性質上、公募に適さない審議会等を除き、市長及び他の執行機関が審議会等の委員の一部を市民の公募により選任しなければならないことを規定しています。委員の「一部」の割合については、それぞれの審議会の性質に応じて設定するものとします。

公募による選任が適切でないと考えられる審議会等の要件については、第1号から第4号まで規定しています。

第1号では、法令又は条例で委員の資格制限がされている審議会等について、公募ができないことを確認的に規定しています。規則などで資格制限をしている場合は、これには該当しません。

第2号では、個人情報を取り扱う審議会等を、第3号では、特に高度な専門的技能等を委員の資格要件としている審議会等を、それぞれ公募の対象外としています。

第4号は、裁量的な規定ですが、この規定の適用については、自治基本条例が市民

の市政への参加・参画を理念としていることから、審議会等の性格上、参加・参画を認めないこととしても自治基本条例の理念に反しないと考えられる範囲内で例外を認めようとする趣旨であり、この趣旨に反するような解釈をしてはなりません。

これらの要件に該当し、公募対象から除外されることとなる審議会等については、それぞれの審議会等において、客観的かつ合理的な理由を示す必要があります。

第2項では、公募の委員として選任しない要件を規定しています。

第1号では、より多くの市民が委員となることが望ましいという観点から、公募委員の重複選任を2機関までとしています。これは、公募委員の任期がそれぞれの審議会において異なるため、公募委員である者が他の審議会の公募委員に応募しようとする場合、現在の委員を辞職する必要があり、任期満了まで全うできないことがあるためです。ただし、より多くの市民の参画の機会の確保の観点から重複できるのは2機関までとし、併せて第3項において、同一審議会での再任を原則認めないこととしています。

第2号では、審議会等の委員は、執行機関の附属機関であるということから議決機関である市議会議員及び補助機関である市職員は、公募委員として選任しないことを規定しています。

この規定に該当することとなった場合には、いずれかの委員の職を辞することになるため、応募の段階で条件を明示（本市において2以上の審議会の公募委員になっている者は応募できない、選任しない等）しておき、この規定に該当することのないように選考を行う必要があります。

第3項は、公募委員のそれぞれの任期の関係から重複を2機関まで認めることとする一方、より多くの市民の参画の機会を確保するため、同一の審議会においては、公募委員を原則再任しないこととしています。ただし、公募を実施したものの応募者がいない場合又は応募者があったものの適任者と認められる者がなかった場合で、やむを得ないと認めるときに限り公募委員を再任できることとしています。

ただし、応募者がいない場合については、公募の実施の周知が不十分だとの批判を招かないよう留意すべきとともに適任者がいない場合については、応募者への説明責任を明確に果たす必要があります。また、審議会等の開催等について時間的に余裕がある場合は、再度の公募実施に努めるものとします。

第4項は、第2項第2号の例外規定で、一定の要件のもとに市議会議員が公募委員として選任できることを規定しています。市の基本的な施策や政策を審議するような審議会等で、その審議会等に市議会議員が参画していないものについて、その審議

会等の規則で別に定めることを要件としています。

なお、この規定に該当する場合は、市議会議員としてではなく、あくまで一市民として公募に応募し、選考や任期なども市民と同じ取扱いを行います（前項ただし書は適用せず、再任はしないものとします。）。自治推進審議会がこの審議会等に該当します。

（公募の方法）

第6条 委員の公募に当たっては、市広報、ホームページその他の広報媒体を利用する等の方法により、次に掲げる事項を市民に周知しなければならない。

- （1）審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- （2）募集人数、選任の時期及び任期並びに報酬
- （3）応募資格、応募方法及び募集期間並びに問い合わせ先
- （4）選考の方法
- （5）選考の結果の通知方法
- （6）前各号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

委員の公募に当たっては、より多くの市民にその参画の機会があることを周知する必要があり、周知の手段として、市広報、ホームページ（委員公募のための共通様式（テンプレート）を利用します。）、その他の広報媒体を利用することと、周知に当たって広報する内容を第1号から第6号まで具体的に規定しています。また、その他の周知の方法として、市掲示板における掲示、所管課の窓口での掲示、関係団体への説明等の方法も考えられます。

（応募の方法）

第7条 応募者は、次に掲げる事項を記載した書類等（以下「応募書類」という。）を提出しなければならない。

- （1）応募する審議会等の名称
- （2）住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日。ただし、本市の区域内に住所を有していない者は、勤務先又は就学先の名称、所在地及び電話番号を含む。
- （3）応募の理由
- （4）応募までに本市行政に関係する活動の経験がある場合はその内容
- （5）前各号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

応募は、書類の提出により行うべきことを規定しています。第4号は、委員資格に学識経験を求める場合にあっては、必須の項目とします。また、第5号の例としては、

第8条第1項の選考の方法等に当たって、小論文の提出を求めることなどが考えられます。

(選考の方法等)

第8条 委員の選考は、必要に応じ選考委員会を設置し、応募書類による選考、面接、抽選又はこれらの方法を併せ用いる方法によって行う。この場合において、応募者の意見・提言の独創性、具体性及び実現性並びに応募者の経験や活動状況等を勘案し、公正に審査を行うものとする。

2 市長その他の執行機関は、選考の結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

応募者の選考方法や選考結果の通知について規定しています。選考に当たっては、必要に応じて選考委員会を設け、応募書類の内容や面接によって選考することとしますが、選考の結果同程度の評点であった場合や応募者多数の場合があることも想定され、抽選によることも考えられるため、これらの方法を併記することとしています。

また、選考に当たっては、あらかじめ選考の基準を定めること、内部で選考委員会のような組織を設け、複数の視点で評価を行うことなど選考結果に対する説明責任を果たすことも十分考慮した選考方法を採用するようにしなければなりません。

(職員の参画の制限)

第9条 審議会等の委員については、機関の独立性の確保及び審議の活性化を図るため、法令若しくは条例に定めがある場合又は当該審議会等の性質に照らし、やむを得ないと認められる場合を除き、本市の常勤の職員（特別職の職員を含む。）を選任しないものとする。

審議会等の委員は、執行機関の附属機関であるということから、補助機関である市職員は選任しないことを確認的に規定しています。例外規定である「又は当該審議会等の性質に照らし、やむを得ないと認められる場合」は、平成24年の規則改正により追加されたものです。これは、同年に行った附属機関類似の委員会等の整理により条例設置された委員会等のうちには、これまで専門的な知識、経験を有する者として保育園長等の市職員が委員として参画していたものがあり、引き続き委員として参画することが必要であると考えられたことから、法令等の定めがある場合のほか、審議会等の性質上やむを得ないと認められる場合にも本市職員が参画することができるよう、改正を行ったものです。

なお、議決機関である市議会議員の選任については、法的には可能とされています

が、審議会等は、市の執行機関として行政執行上必要となる事項について建議等を行うことを任務とするものであり、現行の地方自治制度が議決機関と執行機関に分立し、いわば車の両輪として地方自治行政を運営することを根本理念としていることにかんがみれば、不適當であるとされています。（行実昭 28.1.21 自行行発 16）

（会議の公開）

第10条 審議会等の会議は、これを公開しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する審議会等の会議についてはこの限りでない。

- （1）会議の公開が法令又は条例により制限されている審議会等
- （2）個人の秘密に属する事項を含む個人情報を取り扱う審議会等
- （3）その他公開することが適当でない認められる審議会等

2 審議会等の長は、前項本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、委員全員の同意を得て会議を非公開とすることができる。

第1項本文は、審議会等の会議は、原則公開とすることを規定し、同項ただし書で、同項本文の規定にかかわらず会議を公開することが適切でないと考えられる審議会等の要件を第1号から第3号まで規定しています。

第1号では、現行法令上、この要件の規定に該当する法令や条例で会議が秘密会として開催されることとなる審議会等は存在しませんが、確認的に規定しています。

第2号及び第3号に該当する審議会等として公募委員の選任と同様、第5条第1項第2号及び第4号該当の審議会等を例外扱いとしています。

第2項は、公開対象とする審議会等の会議でも、会議の審議案件によって審議会等の長の判断と委員の全員の同意によって非公開とする場合があることを規定しています。ここで言う「委員全員」とは、欠席委員を含む全員の同意を意味します。

したがいまして、非公開とすべき会議において欠席委員が想定されるときは、事前に同意を得ておくか、会議の決定に委ねていただくなどの対応が必要です。

また、公開する会議において、傍聴者がある場合に突然非公開とする取扱いは適切ではありません。あらかじめ非公開情報を審議することが予定されている場合又は会議の流れの中で非公開情報の審議がなされると予想される場合は、その旨を付して第11条の会議開催の事前周知を行うようにします。

(会議の事前周知)

第11条 市長その他の執行機関は、次に掲げる事項を市役所掲示板への掲示、市政情報コーナーでの情報提供並びにホームページ及びその他の広報媒体への掲載等の方法により、開催日の7日前までに公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 議題
- (4) 会議の傍聴の可否（傍聴を不可とする場合はその理由）及び傍聴する者の定員並びに傍聴手続
- (5) 問い合わせ先
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長等が必要と認める事項

会議開催の事前周知について規定しています。会議を公開すると言っても公開されることが十分周知されていないと傍聴する機会を知ることができないため、会議の開催を事前に公表することを義務付けています。ただし、会議の開催が急を要し、事前に周知するいとまがないときは、審議会等の日程を遅らせてまで会議開催の事前周知を義務付けることは適当でないものと判断し、事前周知しないこともやむを得ないものと取り扱うこととします。

周知の手段としては、市役所掲示板における掲示（参照：参考様式）、市政情報コーナーでの情報提供、ホームページ（会議の開催周知のための共通様式（テンプレート）を利用します。）やその他の広報媒体への掲載をすることとします。

(会議の傍聴)

第12条 市民及び事業者は、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなければならない。

3 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退場を命ずることができる。

第1項は、市民及び事業者が公開される会議を傍聴する権利を有する旨を規定しています。市民、事業者に該当しないものであっても「公開会議」の傍聴は可能ですが、会場の都合や審議会等の審議事項によって明らかに定員数より多数の傍聴者が見込まれる場合等に市民、事業者の傍聴をそれ以外のものの傍聴に優先させる取扱いは合

理性を有すると考えられます。

第2項は、傍聴の際の傍聴人の義務を規定しています。また、第3項では、審議会等の長は、会場の秩序維持のため、傍聴者に退場を命じることができることを規定しています。

(傍聴の手続等)

- 第13条 審議会等の公開に当たっては、会場に傍聴席を設けなければならない。
- 2 傍聴人の定員は、会場の規模及び円滑な審議の進行に配慮して決めるものとし、会場の都合上やむを得ない場合を除き5人以上としなければならない。
 - 3 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込、抽選等によることができる。
 - 4 傍聴に当たっては、原則、所定の場所で傍聴人の住所及び氏名を受付簿に記入するものとする。
 - 5 傍聴人は、審議会等の長の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場内において発言しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特に承認したときは、この限りでない。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
 - 6 審議会等の長は、次に掲げる者からの傍聴の申込みがあったときは、これを拒むことができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼすおそれがある危険物を所持している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等又ははちまき、腕章等を所持している者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を所持している者
 - (5) その他会議を妨害し、又は他人に危害を及ぼすと認められる者

傍聴の手続等について定めており、傍聴席を設けること、傍聴人の定員は、原則5人以上とすること、傍聴の受付の方法、傍聴の際の遵守事項などを規定しています。

また、第6項では審議会等の長が傍聴を拒否できる場合について規定しています。

(会議資料の閲覧)

第14条 市長その他の執行機関は、審議会等の会議を公開するときは、当該会議に付する会議資料（和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づき公開することができないものとされる情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。ただし、会議資料が膨大になる等事務執行に著しい支障が生じる場合においては、この限りでない。

本条は、会議の傍聴人に、会議資料を閲覧に供するべき旨を規定しています。資料のない会議の傍聴は理解が困難であると考えられることから、会議資料を閲覧に供することを原則としています。ただし、資料が膨大になる場合など事務の遂行上著しい支障となる場合は例外としていますが、備付け、貸与回収又は実費による配布などできる限り対応するようにします。

(会議録の作成及び公開)

第15条 審議会等の長は、会議の公開と非公開とにかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録の標準様式は、様式第1のとおりとする。ただし、これによることが適当でないとき認めるときは、他の様式により作成することができる。

3 審議会等の長は、公開された会議の会議録の写し及び会議資料（以下「会議録等」という。）を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に市政情報コーナーに送付するものとする。

4 市政情報コーナーは、前項の規定により会議録等の送付を受けたときは、直ちに当該会議録等をコーナーに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供しなければならない。

5 審議会等の長は、会議録等を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に市ホームページに掲載するものとする。

第1項は、全ての審議会等の会議録を作成すべきことを規定しています。実務上、従来から作成が行われていましたが、これを明文化したものです。会議録の記録の形式は全文、要約を問いませんが、原則として標準様式により作成することで、記録すべき事項の統一化を図りました。

第3項は、第1項の規定により作成された会議録のうち会議が公開で行われたものを会議後に公開すべき旨を規定しています。おおむね1か月以内に市政情報コーナーへ関係資料とともに送付し、市政情報コーナーでは、1年間は閲覧可能な期間とする

趣旨から公開期間は会議開催時点の翌年度末までとしています。

なお、月に1回以上会議を開催する審議会等については、可能な限り、次の会議までに会議録を作成することが適切です。

第5項では、会議録を市ホームページにも公表するよう規定しています。

(調整事項)

第16条 各部課等の長は、審議会等を新たに設置し、又は既存の審議会等を統合若しくは廃止する場合は、組織管理担当課に合議するものとする。

2 各部課等の長は、審議会等の委員の選任又は解任については、あらかじめ、総務部総務課及び男女共同参画推進担当課に合議するものとする。

第1項は、審議会等の設置や廃止の際には、行政の簡素化・効率化、重複回避の観点から組織管理担当課へ合議することを規定したものです。

第2項は、審議会等の委員の選任や解任の際には、機関の重複や男女比率の確認のため、総務課及び男女共同参画推進担当課へ合議することを規定したものです。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

本条は、補則規定であり、選考基準、選考委員会等について必要な事項を別に定めることができるものです。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成23年9月1日から施行する。

2 この規則の施行日前になされ、又はこの規則の施行の際現に行っている委員の公募及び会議公開に係る手続については、なお従前の例による。

第1項は、施行期日を定めており、自治基本条例の施行期日と同じ日としています。

第2項では、経過措置として、この規則の施行日より前に、また施行の際に実際に委員公募や会議の公開などの手続を行っている場合は、従前の例によることができることを規定しています。

したがって、この規則の施行日以後、初めて委員改選される際、または初めて会議が開催される際に、この規則の適用があるものです。

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
開催場所	
出席者	
会議の議題	
会議の要旨	
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)